

## 重要事項説明書別紙

【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 2026 年 6 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

### ●自己負担が1割

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】利用の方  
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
単位	1,798	3,621
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※1	72	144
① 1ヶ月あたりの単位数(②を除く)	1,870	3,765
② 介護職員等処遇改善加算Ⅰ □ (①×12.0%) ※3	224	452
③ 1ヶ月あたりの単位数合計(①+②)	2,094	4,217
④ 1ヶ月あたりの金額(③×10.14円)	21,233円	42,760円
⑤ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額(④の9割)	19,109円	38,484円
⑥ 1ヶ月あたりの自己負担額(④-⑤)	2,124円	4,276円
⑦ 1ヶ月あたりの昼食代 ※4	3,000円 (750円/食×4日)	6,000円 (750円/食×8日)
1ヶ月あたりの費用の合計(⑥+⑦)	5,124円	10,276円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 厚生労働省へのデータへの情報提供とPDCAサイクルによるサービス実施による加算 1回/月

※3 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※4 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

※ 当施設利用料金概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

若年性認知症利用者受入加算	244 円/月	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
□ 口腔機能向上加算	153 円/月	□ 口腔機能向上サービスを実施した場合

(2) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(3) サービス中止時の料金

①	サービス利用料	キャンセル料は発生しません。	
②	食事代	利用予定日以前の中止	前営業日の午後5時00分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
③		利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
④		利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 重要事項説明書別紙

【デイサービスセンターあやめの里利用料金】 2026 年 6 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

### ●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】利用の方  
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
単位	1,798	3,621
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※1	72	144
① 1ヶ月あたりの単位数（②を除く）	1,870	3,765
② 介護職員等処遇改善加算Ⅰ □（①×12.0%） ※3	224	452
③ 1ヶ月あたりの単位数合計（①+②）	2,094	4,217
④ 1ヶ月あたりの金額（③×10.14円）	21,233円	42,760円
⑤ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額（④の8割）	16,986円	34,208円
⑥ 1ヶ月あたりの自己負担額（④-⑤）	4,247円	8,552円
⑦ 1ヶ月あたりの昼食代 ※4	3,000円（750円/食×4日）	6,000円（750円/食×8日）
1ヶ月あたりの費用の合計（⑥+⑦）	<b>7,247円</b>	<b>14,552円</b>

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 厚生労働省へのデータへの情報提供とPDCAサイクルによるサービス実施による加算 1回/月

※3 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※4 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

若年性認知症利用者受入加算	487 円/月	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
□腔機能向上加算	305 円/月	□腔機能向上サービスを実施した場合

(2) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(3) サービス中止時の料金

①	サービス利用料	キャンセル料は発生しません。	
②	食事代	利用予定日以前の中止	前営業日の午後5時00分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
③		利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
④		利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 重要事項説明書別紙

【デイサービスセンターあやめの里利用料金】      2026 年 6 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

### ●自己負担が3割（一定以上の所得のある方）

(1) 野洲市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】利用の方  
(1ヶ月あたりの概算)

区分	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
単位	1,798	3,621
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※1	72	144
① 1ヶ月あたりの単位数（②を除く）	1,870	3,765
② 介護職員等処遇改善加算Ⅰ □（①×12.0%） ※3	224	452
③ 1ヶ月あたりの単位数合計（①+②）	2,094	4,217
④ 1ヶ月あたりの金額（③×10.14円）	21,233円	42,760円
⑤ 1ヶ月あたりで介護保険から給付される金額（④の7割）	14,863円	29,932円
⑥ 1ヶ月あたりの自己負担額（④-⑤）	6,370円	12,828円
⑦ 1ヶ月あたりの昼食代 ※4	3,000円（750円/食×4日）	6,000円（750円/食×8日）
1ヶ月あたりの費用の合計（⑥+⑦）	9,370円	18,828円

※1 介護福祉士を手厚く配置していることによる加算

※2 厚生労働省へのデータへの情報提供とPDCAサイクルによるサービス実施による加算 1回/月

※3 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※4 昼食代については、事業対象者・要支援1の方は月4日分、事業対象者・要支援2の方は月8日分として計算しております

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

若年性認知症利用者受入加算	730 円/月	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔機能向上加算	457 円/月	口腔機能向上サービスを実施した場合

(2) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(3) サービス中止時の料金

①	サービス利用料	キャンセル料は発生しません。	
②	食事代	利用予定日以前の中止	前営業日の午後5時00分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。
③		利用当日の中止	当日キャンセルする食事代を頂きます。
④		利用途中の中止	実際に利用された基本料金及び、実際に提供されたサービス料金その他、当日キャンセルする食事代をいただきます。

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。